

普天間未来基金条例

(基金の設置)

第1条 本市の駐留軍用地の返還後の跡地利用の推進に向けて、将来の財政需要に備えるとともに、返還後の跡地利用を見据えた取組み及び本市の未来を担う人材の育成等の財源に充てるため、普天間未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金への積立て)

第2条 基金として積み立てる資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 宜野湾市ふるさと応援寄附条例（平成21年宜野湾市条例第5号）第2条第5号の事業に係る寄附金
- (2) 前号のほか、前条に規定する目的に賛同する寄附者による寄附金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

2 前項に掲げるもののほか、財政状況を勘案し、必要に応じて一般財源より基金へ積立てができるものとする。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 市長は、第1条に規定する目的を達成するための事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。